

要旨 <2-3面>

質問者

- 新井 昇 (自由民主党)
- 鈴木 徳穂 (自由民主党)
- 森田 悦男 (自由民主党)
- 山岡 恒夫 (自由民主党)
- 大高 伸一 (自由民主党)
- 磯崎久喜雄 (自由民主党)

一般質問



開通間近な下館三和線開城バイパス(筑西幹線道路)

「産業大県づくり」を推進

議員(自民) 財政再建と歳入につながる政策へのシフトが重要であり、本県と同規模のシンガポールの取り組みなども研究し、「独立国茨城」の気概を持つて県債残高の削減に取り組むべきであるかどうかが、知事 本県の持つ発展可能性を花開かせ、科学技術創造立国日本を支える産業大県として発展させ、歳入の増加、県債残高の減少に結びつけていく。経営的な財政運営について、シンガポールの例を研究し、参考としていく。

議員 広域的な交流、連携を可能とする筑西幹線道路について、「合併市町村幹線道路緊急整備支援事業」を積極的に活用し、知事の四期目内に完成させるべきと考えるかどうかが、知事 筑西幹線道路は、県土の一体的な発展に寄与する重要な道路であり、利用可能な制度をできる限り活用し、早期に整備を進める。

(ほかに、最先端科学技術拠点の有効活用や県民医療の充実(PET導入)なども質問)



グリーンふるさと圏内のそば畑(常陸太田市)

年度内を目途に結論

議員(自民) 外部有識者の委員会がグリーンふるさと振興機構は解散も含めた抜本的見直しをすべきと答申を出したが、過疎化、高齢化の著しい県北地域の振興のためには解散どころかむしろ強化すべきでは。企画部長 答申を受け庁内に設置した検討委員会において、圏域の振興方策を見直した上で、市町村との

役割分担や施策の推進体制、機構の位置付けについて、構成市町村等の意見を踏まえながら、今年度中を目途に結論を出したい。

議員 保証や担保に過度に依存する金融制度は多くの弊害があるので、金融機関が中小企業に融資する際の第三者保証及び担保を廃止すべきと考えるが。

商工労働部長 全国金融機関の八割で担保や第三者保証に過度に依存しない融資が始まっている。一律廃止は円滑な資金調達に支障を生じる懸念があるので個々の企業の実態に応じた融資を産業金融協議会を通じて県内金融機関に要請する。

(ほかに、観光周遊道路の指定、新銀行東京についての見直しなども質問)

第2回定例会の概要

一般質問 財政再建への取り組みなど質す

平成一七年第二回定例会は六月八日から二日までの一五日間の会期で開かれました。この定例会には、知事から、鹿島郡神栖町及び同郡波崎町の合併並びに同郡神栖町が神栖市になること等に伴う関係条例の整備に関する条例や市町村の廃置分合など、また、議員から、都道府県議会制度の充実強化に関する意見書などの議案が提出されました。

一般質問では、財政再建への取り組み、グリーンふるさと振興機構の存続、合併後の地域づくり、圏央道活用の企業誘致、少子化対策の取り組み、憲法改正論議への所見などについて質問がありました。(二)三面に掲載)

特別委 2つの委員会で報告書まとまる

常任委員会では、付託議案及び指定管理者制度への移行、排水基準超過事業所への改善指導、工業用水道整備の進め方、栽培漁業の取り組み、東関東の一部供用開始の見通し、教員の資質向上の取り組みなどについて議論が行われました。(四)五面に掲載)

市町村合併に伴う新生活圏づくり調査特別委員会では、均衡のとれた新たな地域づくりへ向けた諸方策のあり方についての報告書が、また、新たな県総合計画調査特別委員会

では、新たな茨城県総合計画の基本的な方向のあり方についての報告書が、それぞれとりまとめられました。(八面に掲載)

なお、二二日の本会議で、出資団体や特別会計・企業会計に係る諸問題を踏まえた今後のあり方について調査検討を行う県出資団体等調査特別委員会及び本県の一層の振興、活性化に寄与する百里飛行場の利活用の諸方策のあり方について調査検討を行う百里飛行場利活用調査特別委員会が設置されました。

今回の定例会では、条例、人事、意見書、請願など五七の議案が可決、同意、承認、採択されました。

県議会を傍聴しませんか

本会議は、特別の場合を除き、誰でも傍聴できます。傍聴を希望される方は、県議会議事堂の傍聴受付で傍聴券を受け取って入場してください。(傍聴席は三〇〇席で先着順です。)

県民のみなさんが選んだ代表者が、どのようなことをどのように審議しているのかをご覧いただけます。

また、手話通訳を希望される方は、傍聴を希望する日の一週間前までに、議会事務局へ申し込んでください。

さらに、インターネットによる本会議の生中継及び録画中継も行っておりますのでご覧ください。

なお、手話通訳の申し込み方法や本会議等の日程、委員会の傍聴の仕方など、詳細について知りたい方は、議会事務局課にお尋ねください。お問い合わせ先 電話 〇二九-三〇一-五六三四